

**福島県医療福祉機器産業協議会**  
**分科会活動経費助成要領**

**1 助成金額等**

福島県医療福祉機器産業協議会の分科会活動経費の助成について下記のとおり定める。

(1) 助成金額

福島県医療福祉機器産業協議会分科会（以下「分科会」という。）に対し、総会にて承認を得た金額を上限とし助成する。

但し、事業全体の経費執行実績および助成金の申出状況により、助成金額の調整を行うことができるものとする。

(2) 助成率

10/10

(3) 助成の範囲

参画企業が、事業実施期間において、分科会の活動に関して要する下記に掲げる対象経費

対象経費 (詳細区分)	内 容
旅費	○分科会活動に係る旅費および宿泊費
報償費	○講師謝金、アドバイザー謝金
消耗品費	○試作に要する原材料費等 (汎用性のあるもの(文房具等)を除く)
賃借料	○分科会を開催するための会場費
通信運搬費	○郵送料、切手代
その他	○協議会が必要と認めた経費 ※個別に検討しますので、「理由書」を提出してください。

(4) その他

助成金支払にあたっては、支払口座は1口座のみとする。分科会参加企業への精算は、各分科会代表者が責任を持って行うものとする。

**2 助成金の申出**

助成金の申出は、福島県医療福祉機器産業協議会分科会活動経費助成金申請書（様式第1号）により行うものとする。

**3 完了報告及び実績報告**

完了報告及び実績報告は、福島県医療福祉機器産業協議会分科会活動経費助成金完了報告書兼実績報告書（様式第2号）も併せて提出するものとする。なお、報告の際には、支払内訳明細書、見積書（写）、請求書（写）、領収書（写）を添付のこと。

対象経費として疑義があるものについては、会長は上記の書類に加え、分科会に「理由書」の提出を求めることができるものとする。

#### 4 支払等

助成金の請求は福島県医療福祉機器産業協議会分科会活動助成金請求書（様式第3号）によるものとし、原則として年1回の精算払いとする。ただし、概算もしくは前金での支払いを必要とする場合は「理由書」を提出すること。

なお、精算払いの支払時期等については以下のとおり定める。

毎年3月（4月～2月末日までの請求分）